



## 札幌市北区民センターの管理に関する協定における費用見直しに関する確認書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市区民センタ一条例（昭和 48 年条例第 49 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 3 月 8 日付で札幌市（以下「甲」という。）及び特定非営利活動法人ワーカーズコープ（以下「乙」という。）が締結した札幌市北区民センターの管理に関する協定（以下「協定」という。）第 26 条、第 38 条及び別表の規定に基づき、令和 4 年 1 月から令和 5 年 3 月に発生した経費の変動等について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第 1 条 協定により乙が管理する施設において、令和 4 年 1 月 27 日から令和 4 年 10 月 31 日までの期間における、キャンセル料返金等対応に伴う利用料未収額・減収額分について指定管理費を見直すこととし、甲は乙に対し「金 749,540 円」を支払う。

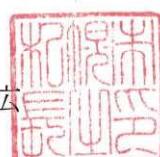
上記合意事項の内容を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 5 年 3 月 16 日

(甲) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市

代表者 市長 秋元克広



(乙) 東京都豊島区東池袋 1-44-3 池袋 ISP タマビル

特定非営利活動法人ワーカーズコープ

代表者 代表理事 田嶋羊

